

第 66 号議案

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正

第 3 条中「330,000 円」を「360,000 円」に改める。

別表第 1 中(10)の項を削り、(11)の項を(10)の項とし、(12)の項から(14)の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

改正の理由

【語学指導等を行う外国青年招致事業関係】

令和7年4月1日より、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）参加者の報酬額の基準が国により引き上げられたことに伴い、滋賀県の定める語学指導等を行う外国青年招致事業の業務に従事する会計年度任用職員の基本報酬の上限月額を改定するため、滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を改正する。

【病弱教育巡回訪問指導教員派遣事業関係】

これまで病弱教育巡回訪問指導教員派遣事業によって支援してきた、入院中の児童生徒に対する学習指導等については、ICT機器を活用した遠隔教育等に移行することとし、令和6年度末で同事業を廃止することから、同規定の一部を改正する。

改正の概要

【語学指導等を行う外国青年招致事業関係】

基本報酬の月額上限を330,000円から360,000円に引き上げる。

【病弱教育巡回訪問指導教員派遣事業関係】

規定を削除する。

※詳細は新旧対照表を参照

【令和7年4月1日施行】

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程新旧対照表

旧	新																
第1条・第2条 省略 (基本報酬の額) 第3条 語学指導等を行う外国青年招致事業の業務に従事する第1号会計年度任用職員の基本報酬の額は、勤務1月につき<u>330,000円</u>を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。 第4条～第7条 省略 付則 省略 別表第1 (第4条関係) <table> <tr> <th>職務</th><th>基本報酬の額</th></tr> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>(10) <u>入院中の児童等に対する学習の補完その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの(教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。)</u></td><td>同 <u>2,890</u></td></tr> <tr> <td>(11)～(14) 省略</td><td></td></tr> </table> 別表第2 省略	職務	基本報酬の額	(1)～(9) 省略		(10) <u>入院中の児童等に対する学習の補完その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの(教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。)</u>	同 <u>2,890</u>	(11)～(14) 省略		第1条・第2条 省略 (基本報酬の額) 第3条 語学指導等を行う外国青年招致事業の業務に従事する第1号会計年度任用職員の基本報酬の額は、勤務1月につき<u>360,000円</u>を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。 第4条～第7条 省略 付則 省略 別表第1 (第4条関係) <table> <tr> <th>職務</th><th>基本報酬の額</th></tr> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(10)～(13) 省略</td><td></td></tr> </table> 別表第2 省略	職務	基本報酬の額	(1)～(9) 省略		(削除)		(10)～(13) 省略	
職務	基本報酬の額																
(1)～(9) 省略																	
(10) <u>入院中の児童等に対する学習の補完その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの(教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。)</u>	同 <u>2,890</u>																
(11)～(14) 省略																	
職務	基本報酬の額																
(1)～(9) 省略																	
(削除)																	
(10)～(13) 省略																	